



# 外国人材採用の いろは (チェックリスト)



☑をつけて  
活用できる！



2023年2月  
(福岡市共働事業提案制度)  
外国人材受入れ支援事業実行委員会 作成

福岡市  
経済観光文化局 総務・中小企業部  
経営支援課

特定非営利活動法人  
グローバルライフサポートセンター

## 1 採用前の自己診断 ここ、整っていますか？

- 外国人材を採用する会社としての意思がある。
- 採用する職種、業務内容を明確にしている。
- 自社の財務・労務管理状況を把握している。
- 外国人採用と日本人採用の違いを理解している。

仕事の内容によって、採用できる在留資格が違うよ



## 2 在留カードの確認

★ 面接の際は…  
必ず在留カードで在留資格及び期間を確認！

※日本に滞在する外国人は在留カードの常時携帯が義務  
※会社が保管したら、法令違反！（会社に罰則適用）

在留資格

就労制限の有無

資格外活動許可の内容

在留期間

更新手続等状況

届出年月日	記載者印
2014年12月1日 東京都港区港南 5番30号	東京都港区長
資格外活動許可	在留期間更新等許可申請中
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留資格変更許可申請中

法務省提供「在留カード等  
読取アプリ」もチェック！



### 3 在留資格ごとの特徴

#### 1) 技能実習生（外国人技能実習制度）

⇒ 3 ページ

- ・ 母国に貢献する「人材づくり」が目的
- ・ 日本の技能・技術・知識を実務・労働の中で学ぶ



#### 2) 特定技能外国人（特定技能制度）

⇒ 4 ページ

- ・ 日本の人手不足な特定産業分野（企業）における即戦力
- ・ 技能実習修了者
- ・ 技能・日本語試験の合格者



【特定技能1号（12分野）：通算5年】相当程度の知識又は経験

介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造、外食業

【特定技能2号（2分野）：更新可】熟練した技能

建設、造船・船用工業

#### 3) 留学生

⇒ 5 ページ

- ・ 日本の学校（日本語学校・専門学校・大学等）の留学生
- ・ 留学生の就労は、在学中か卒業後かで異なる



#### 4) 専門的・技術的分野

⇒ 6 ページ

- ・ 本人の専門性と就労先での業務内容に関連性が必要
- ・ 一定の学歴や実務経験などの基準を満たす必要あり



#### 5) 就労制限がない！？

⇒ 7 ページ

- ・ 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
- ・ 制限なく就労できるが永住者以外は在留期間の更新に注意



## 4 技能実習生（外国人技能実習制度）

一定期間（最長5年間）のOJTを通じて技能を移転する制度

1号・2号・3号（最長5年）  
※3号終了後は更新不可

2号移行（86職種158作業）  
3号移行（80職種144作業）  
（令和4年4月25日現在）

制度上、**人手不足を補う労働力じゃない**から注意してね！



技能実習は、**職種や作業内容**が細かく分かっているよ。  
**どんな仕事でも通るわけじゃない**から気を付けよう！

### 【よくある相談】



- ▶ 有給休暇を取らせてもらえない。
- ▶ 残業手当がついていない。
- ▶ 給与明細の見方がわからない…

- 面接の際に、**雇用条件や生活環境について十分に説明**しよう。
- 実習生が**いつでも質問できるような体制**を整えよう。



- ▶ 監理団体は何を基準に選ばばいい？必ず必要なの？
- ▶ 帰国するときの費用は会社が負担するの？

### 監理団体・送出機関を選ぶときはここをチェック

- 適正な募集、作成文書、教育体制がある。
- 緊急時に、実習生及び家族へのサポート体制がある。
- 監理団体と送出機関が連携できている。

check



#### 【豆知識】

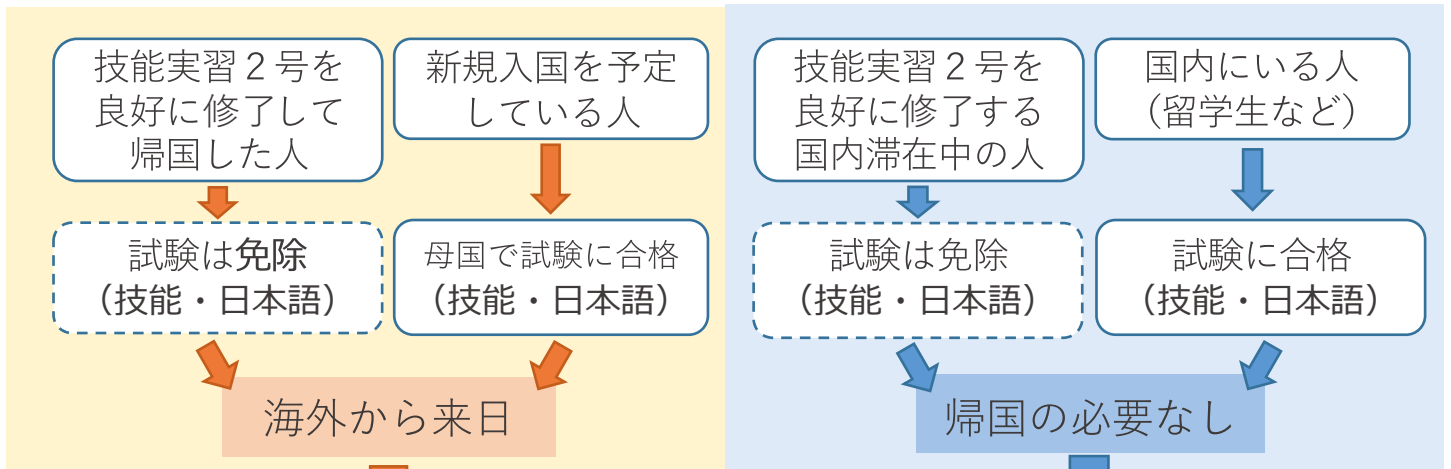
- 技能実習制度は、事業協同組合など（監理団体）に依頼する場合と企業単独で受け入れる場合の二つがあります。一般的に、事業協同組合など（監理団体）に依頼する企業が多いです。
- 技能実習を修了後の帰国費用は、企業が支払うことが多いです。  
一時帰国後、特定技能として再入国する場合の費用は特定技能外国人（本人）に請求できます。

（お役立ちリンク）外国人技能実習機構  
<https://www.otit.go.jp/>



## 5 特定技能外国人（特定技能制度）

- ・ 特定技能 1号（12分野）：通算 5年 **相当程度の知識又は経験**
- ・ 特定技能 2号（2分野）：更新可 **熟練した技能**



**一定の専門性・技能を有する特定技能外国人**

### 【よくある相談】



- ・ 「固定残業含む」ってどういう意味？
- ・ 転職したいが、会社から転職支援してもらえない。

- 基本給と残業代を分けて管理する**ことがおすすめだよ。
- 転職支援は必須だよ。注意してね。



- ・ 登録支援機関は何を基準に選べばいい？必ず必要なの？
- ・ 更新手続き中又は1年以内に退職されたら申請費用は？

- 登録支援機関を選ぶときはここをチェック**
- 1号特定技能外国人の生活の各種支援が充実している。
  - 国内又は海外に対応した支援ができています。
  - 緊急時の対応体制が整っている。



**【豆知識】**

- ・ 外国人受入れ実績、担当者などの必須要件が満たされる場合は**自主支援**をすることができます。
- ・ 手続き費用は、事前に特定技能外国人になろうとするものに説明の上、承諾が得られれば請求できますが、受入れ機関（又は登録支援機関）が行わなければならない支援に係る費用は請求できません。

（お役立ちリンク） 特定技能制度 | 出入国在留管理庁

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01\\_00127.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html)

## 6 留学生

「留学」：日本の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、日本語教育機関等で学ぶための在留資格

### 【留学生が就労する場合】

就労する時期に注意！



#### 在学中



#### ■ 在留資格の「留学」に加えて「資格外活動許可」を取得

- ・週28時間以内（風俗営業除く）
  - ・長期休暇（学校で定める正規のもの）中は1日8時間以内
- ※「資格外活動許可」が無ければアルバイトはできません。

#### 卒業後



#### ■ 「技術・人文知識・国際業務」へ変更 (やや高度な専門的・技術的要件あり)

or

#### ■ 「特定技能」へ変更

(相当程度の専門的・技術的要件あり)

### 【よくある相談】



- ▶ アルバイト代がもらえない。
- ▶ 28時間以上働いた分は、違法だと言われて給料をもらえない。
- ▶ 内定をもらったのに、会社から連絡がなくて手続きを進められない。

- アルバイトの場合、働ける時間は**他社の分も合算**して週28時間以内だよ。
- アルバイトでも、雇用条件はしっかり説明しよう。
- 採用を決定したら、採用責任者は入管への変更申請に**積極的に協力**しよう！



#### 【豆知識】

卒業後の在留資格変更は、特定技能（4ページ）と技術・人文知識・国際業務（6ページ）を参考にしましょう！

(お役立ちリンク) 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について | 出入国在留管理庁  
[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan\\_nyukan69.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan69.html)

## 7 技術・人文知識・国際業務

- ・ 採用する職務内容に合った、やや高度な専門知識を有する人材
- ・ 学歴や実務経験（関連ある業務経験）などの要件あり
- ・ 本人の専門性と就労先での業務に関連性が必要

### その他の在留資格

※各業務分野ごとの**高い専門知識・技術や実務経験**が必要

#### ■ 高度専門職（ポイント制による高度人材）

- ・ 学歴、職歴、年齢などをポイント換算し資格認定
- ・ 実務経験など、高度な専門性・技能を有した人材

■ 経営・管理（企業の経営者、管理者）

■ 介護（介護福祉士）

■ 技能（調理師、スポーツ指導者など）

■ 研究（研究者）

etc...

### 【よくある勘違い】

WHY?



- ・ 警備作業員として申請したら許可が下りなかった。
- ・ 学歴や実務経験が無い状況で整備士として申請したら許可が下りなかった。



- ・ 通訳者として許可をとっていたが、実際は工場でも作業してもらっていた。
- ・ 更新のときに許可が下りず、帰国させることになってしまった…

「技術・人文知識」の業務（エンジニア、プログラマー、経理、人事など）に従事する場合と、「国際業務」（翻訳・通訳など）に従事する場合で**満たすべき要件が異なるよ！**注意しよう。



### 「技術・人文知識・国際業務」に必要な要件

check

（①～③の、いずれかを満たす必要があります）

- ① 業務に必要な技術または知識に関連する科目を専攻して大学を卒業、もしくはこれと同等以上の教育を受けたこと。
- ② 本邦の専修学校で業務と関連する専門課程を修了したこと。（国際業務は除く）
- ③ 10年以上（**国際業務については3年以上**）の実務経験を有すること。

（お役立ちリンク）「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について | 出入国在留管理庁  
[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan\\_nyukan69.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan69.html)

## 8 就労制限がない！？

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者は、日本人と同じように採用できる。

### 【どんな仕事ができる？】



例えば…

- ▶ 物流倉庫で働けるよ！
- ▶ 工事現場で交通整理もできるよ！
- ▶ 働ける時間も問題ない(※)よ！

- ▶ 永住者以外は、在留期限に注意！  
日本人と結婚していても期限はあるよ。  
在留期限の管理は必ず行うようにしよう！
- ▶ 給与や待遇は、同じ仕事をする日本人と同等でないといけないよ！



※言わずもがなだけど…  
労基法等の適用は日本人と同等に受けるよ。  
法令等はしっかりと遵守しよう！



日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 No. AB12345678CD
氏名 NAME	TURNER ELIZABETH	
生年月日 DATE OF BIRTH	1985年12月31日	性別 女 F、国籍・地域 米国
在留資格 STATUS	永住者 Permanent Resident	就労制限の有無 就労制限なし
在留期間(満了日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	*年*月(*年*月*日)	
許可の種類 許可年月日	永住許可(法務大臣)	2012年07月09日
このカードは	2019年07月09日まで有効	です。

永住者でも、  
**在留カードの有効期限**  
はがあるので注意してね！



### 【豆知識】

在留期限とは、「適法にいつまで日本にいられるか」を表すもので、在留カードの有効期限は、単に「カードの有効期間の満了日」を言います。

(お役立ちリンク) 各種手続き> 在留資格から探す | 出入国在留管理庁  
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/index.html>



## 9 採用にあたってチェック！ 社内の受け入れ体制はどう？

- 1 ページ「採用前の自己診断」に全てチェックがつく
- 雇用条件（有給休暇や昇給、賞与、退職金など）を明確に説明できる
- 雇用契約上の各種手続きを把握している（必要書類の入手方法）
- 医療機関への受診について説明できる（費用など）



## 10 選ばれる企業になるためには…

### 【仕事】

- 日本人と同等、もしくは同等以上の報酬額を設定する
- 知識・経験を適正に評価する（キャリアアップなど）
- モチベーションが向上する指導をする

### 【手続き】

- 在留資格の取得・更新などの行政手続きを支援する
- 自主退職時（⇔会社都合）のサポート及び協力をする

### 【生活】

- 地域社会との交流、互いの文化を学びあう機会を提供する
- 災害時のサポート体制を整える
- 本人だけでなく、家族へのサポート体制を取る

### 【その他】

- 悪質な仲介事業者を排除する
- 受け入れる側の社員が共に働くことを楽しんでいる



（お役立ちリンク） 知っておきたい!! 在留管理制度あれこれ | 出入国在留管理庁  
[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact\\_4\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_4_index.html)

（お役立ちリンク） 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン | 文化庁  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/92484001.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/92484001.html)